

◆ 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	
給料	市長	818,100円 (909,000円)
	副市長	666,000円 (740,000円)
	教育長	589,500円 (655,000円)
報酬	議長	437,000円 (460,000円)
	副議長	381,900円 (402,000円)
	議員	351,500円 (370,000円)
期末手当	市長	[平成 30 年度支給割合] 4.45 月分
	副市長	
	教育長	
	議長	[平成 30 年度支給割合] 3.35 月分
	副議長	
議員		
退職手当	市長	減額措置後の給料月額×在職月数×0.565
	副市長	減額措置後の給料月額×在職月数×0.40
	教育長	減額措置後の給料月額×在職月数×0.25

※()内は、給与等の減額措置を行う前の額です。

※退職手当は任期ごとに支給されます。

◆ 給与等の減額措置の状況

対象者	減額の内容
市長・副市長 教育長	給料，期末手当の 10% (平成 26 年 4 月 1 日～)
議長・副議長 議員	報酬，期末手当の 5% (平成 30 年 4 月 1 日～)
病院事業管理者	給料，期末手当の 10% (平成 26 年 4 月 1 日～)
水道事業管理者	給料，期末手当の 10% (平成 26 年 4 月 1 日～)

◆ 退職手当

	区分	自己都合	定年前早期 死亡・定年
支給率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
[その他の加算措置] 定年前早期退職特例措置 (2 ~ 45%加算) [1 人あたり平均支給額] 自己都合：7,873,000円 定年前早期・死亡・定年：22,312,000円			

※退職手当の 1 人あたり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額です。(水道局，病院局を除く)

※金額は 1,000 円未満を端数処理しています。

◆ その他の手当

手当	内容および支給単価
扶養手当	配偶者 6,500 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 子 10,000 円 特定期間における加算 5,000 円
通勤手当	[公共交通機関利用] 運賃相当額に応じて支給 最高限度額 55,000 円 (月額) [自動車等使用] 通勤距離が片道 2km 以上から距離に応じて支給され，最高限度額は通勤距離が片道 48km 以上の場合で 27,500 円
住居手当	[職員が自ら居住する借家・借間] 家賃等の月額が 22,000 円以下の場合 家賃等の月額から 11,000 円を控除した額 家賃等の月額が 22,000 円超の場合 家賃等の月額から 22,000 円を控除した額の 1/2 を 11,000 円に加算した額 (最高限度額 27,000 円) [自宅] 新築または購入の日から 5 年まで 2,500 円
管理職手当	[支給内容] 課長級，次長級，部長級の職員に支給 課長級：32,200 円，次長級：38,500 円， 部長級：43,400 円
時間外勤務手当	[支給内容] 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に対し，勤務 1 時間につき，給料の時間単価の 25 ~ 75%増の額を支給
休日勤務手当	[支給内容] 祝日法による休日等または年末年始の休日等に，正規の勤務時間として勤務した職員に対し，勤務 1 時間につき，給料の時間単価の 35%増の額を支給 (年末年始の休日は 50%増)
宿日直手当	[支給内容] 宿日直勤務をした職員に対し，勤務の内容，時間に応じ 4,200 ~ 21,000 円を支給
管理職員特別勤務手当	[支給内容] 管理職手当の支給を受ける職員が，臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合，勤務 1 回につき 4,000 ~ 6,000 円を支給 (6 時間を超える勤務にあつては，150/100 を乗じた額)